

【火災残材等の市の清掃施設への搬入について】

郡山市資源循環課

1 通常の廃棄物処理手数料

- (1) 家庭系一般廃棄物…10kgにつき55円（消費税相当額を含む。）
- (2) 事業系一般廃棄物…10kgにつき110円（消費税相当額を含む。）

2 手数料の減免と搬入の可否

『郡山市廃棄物の適正処理、再利用及び環境美化に関する条例第44条第1項』及び『同条例施行規則第28条第1項』の規定に基づき、火災等により、り災した住宅の除去に伴い発生した一般廃棄物（家財道具類を含む。）を処分する場合、家庭系一般廃棄物処理手数料は免除となりますが、それ以外である倉庫・物置、アパート、店舗、工場、会社、農作業所等の廃棄物は、減免対象とはなりません。

ただし、下記3（1）の条件を満たす場合、市の清掃施設（4 処理施設参照）に搬入することはできます。

3 廃棄物の搬入

廃棄物は、被災者、解体・搬入業者等の立会いのもと、り災現場で資源循環課職員が分別指導及び搬入可否の確認を行い、その後に積込・搬入していただきます。

(1) 減免対象となる廃棄物（搬入可）の種類及び処理施設

廃棄物の種類		処理施設
可燃ごみ	燃え残った柱（直径15cm以内、長さ1m以内）、 建具、衣類、寝具、雑誌類、その他可燃物	各クリーンセンター
不燃ごみ	家電製品、鍋、粗大ごみ、その他不燃物	
埋立ごみ	焼却灰、陶器類、ガラスくず、少量の土	河内埋立処分場

(2) 減免対象とならない廃棄物（搬入不可）

建物の構造部分（金属、コンクリート、石膏ボード、鉄骨、サイディング、トタン、瓦等）、家電リサイクル対象4品目、農機具類、多量の土など施設で処理できないもの。

4 処理施設

名称	所在地	電話番号
富久山クリーンセンター	郡山市富久山町福原字北畑1-2	024-932-3152
河内クリーンセンター	郡山市逢瀬町河内字西午房沢59	024-957-2761
河内埋立処分場	郡山市逢瀬町河内字伏丑40-1	024-957-2765

5 搬入日時

- (1) 富久山クリーンセンター：月曜日～金曜日（祝日を含む） ⇒8：30～16：00
第1・3・5土曜日（祝日を含む）⇒8：30～11：30
- (2) 河内クリーンセンター：月曜日～金曜日（祝日を含む） ⇒8：30～16：00
第2・4土曜日（祝日を含む）⇒8：30～11：30
- (3) 河内埋立処分場：月曜日～金曜日（祝日を除く） ⇒8：30～16：00

6 搬入車両

- (1) クリーンセンター：原則として4トン以下の車両
- (2) 埋立処分場：4トン以下の車両

7 市の施設に搬入できない火災残材等の処理方法

廃棄物処理業者、解体業者及び品目ごとの専門業者等に処理を依頼してください。

8 その他

- (1) 鎮火後24時間以上経過してから搬入すること。
- (2) 廃棄物の種類ごとに分別を徹底し、搬入すること。
なお、分別不徹底の場合や、建物の構造部分、農機具など施設で処理できないものは、搬入の受入れを行わない。
- (3) 搬入の際は、各処理施設の係員の指示に従うこと。

9 廃棄物搬入の申請手続方法

- (1) 申請書類
 - ア 廃棄物搬入申請書（第4号様式）
 - イ 廃棄物搬入計画書
 - ウ り災証明書
- (2) 申請書類提出先
郡山市環境部資源循環課（行政センターでの受付けはしてありません。）
- (3) 注意事項
 - ア 申請手続は本人以外の代理人でも可能です。
 - イ 申請書類に押印の印鑑は必要ありません。

〔問合せ先〕

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23番7号

郡山市環境部資源循環課

(TEL) 024-924-2751 (FAX) 024-924-3702

(Eメール) shigen@city.koriyama.lg.jp

(URL) <http://www.city.koriyama.lg.jp>